令和６年（行ツ）第１９３号、同年（行ヒ）第２３０号

受刑者選挙権確認等請求事件

判　決　理　由　骨　子

国政選挙の選挙権及び国民審査の審査権を制限することは原則として許されず、やむを得ないと認められる事由がなければ、制限することができない。

選挙権及び審査権の行使は、我が国の社会又は共同体における意思形成の過程に関わるものであって、その資格をどのように定めるかは、社会又は共同体の構成員であり主権者たる国民の意識や観念と密接に関わるものであり、この点に根差した検討が必要となる。公職選挙法１１条１項２号によって選挙権等が制限されるのは、国又は地方公共団体の議会が定めた刑罰法令に自ら違反して公訴を提起され、裁判手続を通じて、刑罰として執行猶予を付されることなく我が国の社会から物理的に隔離された刑事施設内において処遇されるべき旨の判断がされた実刑受刑者であり、このような者の選挙権等に一定の制限を加えることは、主権者である国民の意識や観念によってもおおむね支持されてきたということができる。そして、議会制民主主義を採用する諸外国においても、具体的な制限の態様・範囲は様々であるものの、受刑者であることに着目して選挙権を制限すること自体は正当なものとして広く行われており、この考え方には一定の普遍性があるということができる。

近時の国際的動向や憲法改正国民投票では実刑受刑者にも国民投票権が認められていることなどに照らせば、実刑受刑者の多様な属性にかかわらず一律に選挙権等を制限している現行法制について、何らかの見直しが求められる状況になりつつあることは否定できないが、国会及び国民各層において上記規定の見直しについて十分な議論がされてきたとはいえず、諸外国の状況を見ても上記の考え方が普遍性を失ったということはできない。上告人の選挙権及び審査権を制限する上記規定が、直ちに憲法に反するということはできず、これを改廃する立法措置がとられなかったことが国家賠償法１条１項の適用上違法であるということもできない。（補足意見、意見がある。）